

# 第73回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

## 日時

2024年6月26日(水曜日) 午前10時

## 場所

東京都新宿区西落合1丁目31番4号  
当社1号館4階ホール

## 議決権行使期限

当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により、**2024年6月25日(火曜日)午後5時10分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

日本光電工業株式会社

証券コード：6849

第73回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)9名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件	
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	
事業報告	30
連結計算書類	59
計算書類	61
監査報告書	63

株主総会のお土産はご用意しておりません。

証券コード 6849

2024年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

**日本光電工業株式会社**

代表取締役社長執行役員  
Chief Executive Officer

荻野博一

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに株主総会資料（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。）

なお、当日ご出席されない場合は書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（3頁～4頁）をご参照のうえ、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により、2024年6月25日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号 当社1号館4階ホール

## 3. 目的事項

## 報告事項

1. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

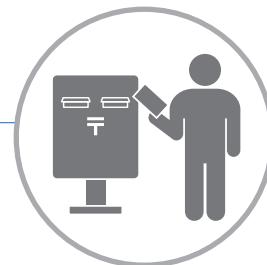
以 上

- ~~~~~
- ◎書面またはインターネット等による議決権行使については、次頁以降の「議決権行使のご案内」をご参照ください。
  - ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本株主総会に関しましては、株主様の書面交付請求の有無にかかわらず、一律に書面にて株主総会資料（電子提供措置事項）をお送りしております。
  - ◎法令および当社定款第16条の定めに基づき、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および「個別注記表」については本書面において記載を省略しておりますが、前頁に記載のウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。なお、これらは監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会の監査対象となった書類です。
  - ◎株主総会資料（電子提供措置事項）に修正が生じた場合は、前頁に記載のウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネット(スマートフォン・パソコン)で議決権を行使される場合

スマートフォンをご利用の方は、同封の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただくことで議決権を行使できます。  
(議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>)



**議決権行使期限** 2024年6月25日(火曜日) 午後5時10分まで

### 株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2024年6月26日(水曜日) 午前10時

場所：当社1号館4階ホール(会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※株主総会のお土産をご用意しておりません。

## インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

- 1 スマートフォンでのインターネットによる議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。
- 2 パソコンでのインターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。  
(議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。)
- 3 インターネットによる議決権行使は、2024年6月25日(火曜日)午後5時10分までに行使されるようお願いいたします。
- 4 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5 インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- 6 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## インターネットによる議決権行使でご不明な場合

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法をご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル **0120 (652) 031** (9:00~21:00)

- その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部  
電話 **0120 (782) 031** (土日休日を除く 9:00~17:00)

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

- 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置付けています。利益の配分につきましては、健全な財務基盤を確保した上で、将来の企業成長に向けた投資と株主還元の充実を図ることを基本方針としています。優先順位につきましては、① 研究開発や設備投資、M&A・提携、人財育成など将来の企業成長に向けた投資、② 株主還元 としています。株主還元につきましては、業績の伸長に応じて安定的な増配を行うとともに、自己株式の取得は、今後の事業展開、投資計画、内部留保の水準、株価の推移等を総合的に考慮し、機動的に実施いたします。なお、株主還元の指標・目標は、「連結配当性向30%以上」から「連結総還元性向35%以上」に見直しております。

本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金31円 総額 2,600,798,134円

注) 中間配当(1株につき金30円)を含めた当期の年間配当は、1株につき金61円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策の実現を可能とするため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役3名で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会を設置しており、当該候補者の選定にあたっては同委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任	おぎの ひろかず 荻野 博一 (男性)	代表取締役	12年
2	再任	たむら たかし 田村 隆司 (男性)	代表取締役	16年
3	再任	はせがわ ただし 長谷川 正 (男性)	取締役	9年
4	再任	たなか えいち 田中 栄一 (男性)	取締役	7年
5	再任	よしたけ やすひろ 吉竹 康博 (男性)	取締役	7年
6	新任	かわつはら しげる 川津原 茂 (男性)	社外 独立役員	社外取締役 (監査等委員) 8年
7	再任	ささや ひでみつ 笹谷 秀光 (男性)	社外 独立役員	社外取締役 2年
8	新任	もりた すみえ 森田 純恵 (女性)	社外 独立役員	—
9	新任	ダニー リスバーグ Danny Risberg (男性)	社外 独立役員	—

候補者番号

1

再任

おぎの  
荻野

ひろかず  
博一

(男性) 1970年5月28日生



所有する当社の株式の数  
44,443株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社  
2007年4月 日本光電ヨーロッパ(有)社長  
2011年4月 当社マーケティング戦略部長  
2011年6月 当社執行役員  
2012年6月 当社取締役 上席執行役員  
2013年4月 当社海外事業本部長  
2013年6月 当社常務執行役員  
2013年10月 日本光電アメリカ(株)CEO  
2015年6月 当社代表取締役 社長兼COO  
2017年6月 当社代表取締役 社長執行役員  
2024年4月 当社代表取締役 社長執行役員 Chief Executive Officer (現在)

#### 取締役候補者とした理由等

荻野博一氏は、当社およびグループ会社において海外販売子会社の社長、マーケティング戦略、海外事業の責任者を歴任する等、豊富な経験と実績を有しています。2015年からは社長として当社経営を担い、長期ビジョンの策定、中期経営計画の推進により企業価値の向上に注力しています。その経営者としての経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任

たむら  
田村

たかし  
隆司

(男性) 1959年3月22日生



所有する当社の株式の数  
32,890株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社  
2003年4月 日本光電関西(株)代表取締役社長  
2007年4月 当社営業本部長  
2007年6月 当社執行役員  
2008年6月 当社取締役 上席執行役員  
2011年4月 当社海外事業本部長  
2013年4月 当社サービス事業本部長  
2014年4月 当社カスタマーサービス本部長  
2015年6月 当社常務執行役員  
2016年4月 当社営業本部長  
2017年6月 当社代表取締役 専務執行役員  
2024年4月 当社代表取締役 (現在)

#### 取締役候補者とした理由等

田村隆司氏は、当社およびグループ会社において国内販売子会社の社長、国内事業、海外事業、サービス事業の責任者を歴任する等、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任

は せ が わ た だ し  
**長谷川 正** (男性) 1959年6月17日生



所有する当社の株式の数  
 23,242株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- 1983年 4 月 (株)埼玉銀行入行
- 2009年 6 月 (株)埼玉りそな銀行執行役員
- 2011年 6 月 同行常務執行役員
- 2013年 6 月 同行取締役兼常務執行役員
- 2014年 3 月 同行取締役兼常務執行役員退任
- 2014年 4 月 当社入社、人事部理事
- 2014年 6 月 当社上席執行役員 内部監査室担当
- 2015年 6 月 当社取締役 (現在)  
 当社常務執行役員
- 2017年 4 月 当社コンプライアンス担当役員 (現在)
- 2020年 4 月 当社グローバル経営管理本部長
- 2022年 4 月 当社専務執行役員 (現在)
- 2024年 4 月 当社Chief Administrative Officer 経営管理本部長 (現在)

**取締役候補者とした理由等**

長谷川正氏は、金融機関における豊富な経験から財務および会計に関する知見を有しており、当社入社後は、内部監査担当を経て、現在は経営管理本部長、経理・法務・コンプライアンス・情報システム担当役員を務めています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

4

再任

たなか  
田中

えいいち  
栄一

(男性) 1962年7月15日生



所有する当社の株式の数  
11,917株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社  
2002年4月 当社市場戦略室長  
2003年10月 日本光電アメリカ(株)社長  
2008年4月 当社総務人事部長  
2008年6月 当社執行役員  
2011年4月 当社用品事業本部長  
2013年4月 日本光電富岡(株)専務  
2013年6月 当社上席執行役員  
2014年4月 日本光電富岡(株)代表取締役社長  
2017年4月 当社商品事業本部長  
2017年6月 当社取締役(現在)  
2019年4月 当社経営戦略統括部長  
2020年4月 当社米国事業本部長  
2022年4月 当社常務執行役員(現在)  
2024年1月 日本光電ノースアメリカ(株)社長(現在)  
2024年4月 当社Chief Regional Officer - North America 北米事業本部長(現在)

#### ■取締役候補者とした理由等

田中栄一氏は、当社およびグループ会社において市場戦略、総務人事、商品事業、経営戦略の責任者、海外販売子会社および国内生産子会社の社長を経て、現在は北米事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

再任

よしただけ  
**吉竹**

やすひろ  
**康博**

(男性) 1966年3月20日生



所有する当社の株式の数  
8,989株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2003年10月 日本光電ヨーロッパ(有)社長
- 2007年4月 当社海外事業本部販売推進部長
- 2008年4月 日本光電貿易(上海)(有)董事総経理
- 2011年4月 当社中国統括本部長
- 2011年6月 当社執行役員
- 2013年4月 当社アジア・中近東統括本部長
- 2015年4月 当社海外事業本部長(現在)
- 2017年6月 当社取締役(現在)  
当社上席執行役員
- 2019年2月 日本光電アメリカ(株)社長兼CEO
- 2022年4月 当社常務執行役員(現在)
- 2024年4月 当社Chief Regional Officer - International(現在)

### 取締役候補者とした理由等

吉竹康博氏は、当社およびグループ会社において海外販売子会社の社長、中国事業、アジア・中近東事業の責任者を経て、現在は海外事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月 東光(株)入社  
 2002年4月 同社営業本部第一営業部長  
 2004年4月 同社営業センター長  
 2005年6月 同社取締役営業センター長  
 2008年4月 同社代表取締役社長  
 2014年5月 同社代表取締役会長  
 2015年3月 同社常任顧問  
 2016年4月 同社非常勤顧問  
 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在）

#### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

川津原茂氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 川津原茂氏は、グローバルにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、新たに社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (2) 当社は川津原茂氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 川津原茂氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

候補者番号

7

再任

ささや  
笹谷

ひでみつ

秀光 (男性) 1953年5月24日生

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式の数  
0株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 農林省（現 農林水産省）入省
- 2005年 7月 環境省大臣官房審議官
- 2006年 8月 農林水産省大臣官房審議官
- 2007年 7月 関東森林管理局长
- 2008年 3月 農林水産省退官
- 2008年 5月 (株)伊藤園入社
- 2010年 7月 同社取締役
- 2014年 7月 同社常務執行役員
- 2018年12月 (株)オフィス笹谷代表取締役（現在）
- 2019年 4月 (株)伊藤園顧問退任
- 2019年 4月 社会情報大学院大学（現 社会構想大学院大学）客員教授
- 2020年 4月 千葉商科大学基盤教育機構教授
- 2022年 6月 当社社外取締役（現在）
- 2024年 4月 千葉商科大学客員教授（現在）

### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

笹谷秀光氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 笹谷秀光氏は、長年にわたり農林水産・環境分野の行政において要職を歴任した後、取締役および執行役員として企業経営に関与し、主にESG/SDGsを推進しました。現在はSDGs等の政策研究を専門とする大学教授を務めております。同氏の産官学における豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、サステナビリティ推進における取締役会の役割・機能の向上、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 当社は笹谷秀光氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 笹谷秀光氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。なお、同氏の重要な兼職先である千葉商科大学と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、同氏は(株)オフィス笹谷代表取締役であり、当社の役員・社員等を対象としたサステナビリティに関する講義を実施いただきましたが、当期の同社への報酬支払額は1,000万円未満です。



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	富士通(株)入社
2005年7月	同社通信部門SEI CMMI L3認定プロジェクト推進部門プロジェクト部長
2006年9月	同社次世代ネットワークBT21CNプロジェクト推進部門部長
2008年10月	同社ネットワークプロダクトグローバル製品企画部門プロジェクト統括部長
2010年10月	同社ネットワークプロダクト北米向け伝送装置ソフト開発部門統括部長
2014年4月	(株)富士通研究所ものづくり技術研究所主席研究員
2015年11月	同社ソフトウェア研究所主席研究員兼富士通(株)ソフトウェア開発技術本部シニアディレクター
2018年1月	(株)富士通ゼネラル入社、空調機システム開発部主席部長
2019年4月	同社経営執行役(空調機システム開発担当)
2022年4月	秋田県立大学システム科学技術学部情報工学科教授(現在)
2023年3月	住友重機械工業(株)社外取締役(現在)

#### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

森田純恵氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 森田純恵氏は、長年にわたり海外向けを中心に情報通信・情報ネットワーク分野の製品開発に従事した後、経営執行役としてグローバルな視点で会社経営に関与し、現在は情報工学を専門とする大学教授を務めております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役候補者となりました。
- (2) 森田純恵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 森田純恵氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の重要な兼職先である秋田県立大学および住友重機械工業(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数  
0株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 7月 (株)スルガ設立、入社  
 1996年 8月 メトランアメリカ(株)設立、入社  
 1999年 7月 レスピロニクス(株)入社、アジア太平洋部門・国際部門統括  
 2005年 4月 フジ・レスピロニクス(株)入社、代表取締役社長兼アジア太平洋部門・国際部門統括  
 2009年 5月 (株)フィリップス エレクトロニクス ジャパンヘルスケア事業部執行役員兼COO  
 2010年 1月 同社代表取締役社長兼CEO、会長兼CEO  
 2010年 4月 駐日欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長  
 2010年 6月 日本画像医療システム工業会理事  
 2012年 6月 同会副会長  
 2014年 2月 駐日欧州ビジネス協会会長  
 2017年 3月 (株)フィリップス エレクトロニクス ジャパン取締役会長  
 2018年 3月 (株)フィリップス・ジャパン取締役会長退任  
 2018年 5月 日・EUビジネス・ラウンドテーブルEU側共同議長代理  
 2018年 9月 パクスター(株)代表取締役社長  
 2018年10月 米国医療機器・IVD工業会理事  
 2022年12月 パクスター(株)代表取締役社長退任

### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

Danny Risberg氏は、社外取締役候補者です。

- (1) Danny Risberg氏は、起業家としての経験を有するとともに、長年にわたり医療機器業界を中心とする会社経営に関与してきました。業界団体の代表としての活動にも精通しており、グローバルにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役候補者となりました。
- (2) Danny Risberg氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) Danny Risberg氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

---

#### ■ 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任等および報酬等については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役2名全員が指名・報酬委員会委員長および委員として出席し、選任等および報酬等の審議を行い、その結果を監査等委員会において報告、協議しました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任等および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

### 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち、川津原茂および清水一男の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任	しみず かずお 清水 一男 (男性)	社外 独立役員	4年
2	新任	さとう いくみ 佐藤 郁美 (女性)	社外 独立役員	—

候補者番号

1

再任

しみず  
清水かずお  
一男

(男性)

1959年5月16日生

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 日本郵船(株)入社  
 1989年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所  
 1992年10月 清水晋税理士事務所入所  
 1993年3月 公認会計士登録  
 1994年5月 税理士登録  
 2003年1月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人(現 EY税理士法人) 入所  
 2013年9月 清水会計事務所入所、良公監査法人代表社員(現在)  
 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在)

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

清水一男氏は、社外取締役候補者です。

- 清水一男氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する豊富な知識・経験等を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社は清水一男氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 清水一男氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。なお、同氏の重要な兼職先である清水会計事務所および良公監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年 4月 相澤建志法律事務所入所、弁護士登録（東京弁護士会）
- 1992年 3月 渡米のため東京弁護士会登録抹消
- 1995年 9月 三木・吉田法律特許事務所入所、弁護士登録（第二東京弁護士会、米国ニューヨーク州弁護士会）
- 2011年 1月 スクワイヤ外国法共同事業法律事務所入所
- 2013年 3月 矢吹法律事務所入所
- 2017年 4月 第二東京弁護士会副会長
- 2018年 4月 日本弁護士連合会常務理事
- 2019年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員（現在）
- 2019年 6月 公益法人日本エアロビック連盟理事（現在）  
ダイダシ(株)社外監査役
- 2021年 1月 のぞみ総合法律事務所入所（現在）
- 2021年 4月 日本弁護士国民年金基金常務理事、国民年金基金連合会資産運用委員会参与
- 2021年 6月 ダイダシ(株)社外取締役（現在）
- 2022年 6月 太陽ホールディングス(株)社外監査役（現在）

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

佐藤郁美氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 佐藤郁美氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (2) 佐藤郁美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 佐藤郁美氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の重要な兼職先であるダイダシ(株)および太陽ホールディングス(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、のぞみ総合法律事務所は、当社の内部通報窓口およびコンプライアンスに関する社員アンケート調査の委託先ですが、当期の同所への報酬支払額は1,000万円未満です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

もりわき すみお  
**森脇 純夫** (男性) 1957年3月3日生

社外取締役候補者

独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所入所	2016年6月	当社補欠社外取締役（監査等委員）（現在）
1991年4月	石井法律事務所パートナー（現在）	2017年6月	J S R(株)社外監査役
2007年6月	当社独立委員会委員		トピー工業(株)社外取締役
2011年6月	当社補欠社外監査役	2023年3月	小林製薬(株)社外監査役（現在）

所有する当社の株式の数

0株

### ■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

森脇純夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。

- (1) 森脇純夫氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な実務経験に基づく専門知識と識見を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監査・監督が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。
  - (2) 森脇純夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
  - (3) 森脇純夫氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の重要な兼職先である石井法律事務所および小林製薬(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 1. 森脇純夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。森脇純夫氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## (ご参考) スキルマトリックス [本総会後の予定]

取締役会は、専門性を有する独立社外取締役6名を含め、12名で構成されています。これらの取締役がそれぞれの知識・経験・能力を生かして、長期ビジョン、中期経営計画の実現に向けた意思決定と業務執行の監督を行っています。

また、取締役の専門性・経験とは別に、取締役全員がサステナビリティの視点を持って経営に取り組んでいますが、今後、さらなる強化を図っていきます。

氏名	地位	企業経営	グローバル 経験	営業・ マーケティング	製造・技術・ 研究開発	法務・リスク マネジメント	財務・会計 ・M&A	人事・ 人財開発	ESG・ SDGs
荻野 博一	再任 代表取締役 社長執行役員	●	●	●			●		●
田村 隆司	再任 代表取締役	●		●					
長谷川 正	再任 取締役 専務執行役員		●			●	●	●	●
田中 栄一	再任 取締役 常務執行役員	●	●	●	●			●	
吉竹 康博	再任 取締役 常務執行役員	●	●	●					
川津原 茂	新任 社外 独立 社外取締役 指名・報酬委員	●	●	●					
笹谷 秀光	再任 社外 独立 社外取締役		●						●
森田 純恵	新任 社外 独立 社外取締役		●		●				●
Danny Risberg	新任 社外 独立 社外取締役	●	●	●					
平田 茂	取締役 常勤監査等委員			●			●	●	
清水 一男	再任 社外 独立 社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員					●	●		
佐藤 郁美	新任 社外 独立 社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員		●			●		●	●

## 第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額は、2016年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、コーポレートガバナンスの強化など諸般の事情を考慮いたしまして、社外取締役を取り巻く環境の変化に対応できるよう、取締役の報酬総額（年額4億円以内）は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを年額8千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、2024年5月21日開催の当社取締役会において改定しました「取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針」（第6号議案末尾（ご参考3）に記載のとおりです。）に照らしても相当であるものと判断しております。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役4名）となります。

## 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2016年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、本総会の第5号議案が原案どおり承認可決された場合8千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とし、また、2020年6月25日開催の第69回定時株主総会において、上記取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内としてご承認いただいております。

今般、当社は、2024年度から始まる中期経営計画「BEACON 2030 Phase II」の達成に向けて、当社の報酬ガバナンス強化と企業価値のさらなる向上に向けたインセンティブを当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に付与することを目的として、下記のとおり、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式（以下、「本株式」という）を対象取締役に割り当てる制度（以下、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度」という）を導入したいと存じます。

つきましては、上記取締役の報酬額および従来の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額とは別枠で、下記記載の内容にて対象取締役に対する本株式に関する報酬等を支給し、また、本株式を交付するために支給する金銭報酬債権の総額を各対象期間（下記1. で定義する）につき、3億円以内として設定したいと存じます。

本株式の割当ては、対象取締役に對して、対象となる業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて決定するものであり、下記2. で定める各対象期間において割り当てる本株式の総数の上限が発行済株式総数に占める割合は、従来の譲渡制限付株式の数の上限と合算して0.35%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式および本株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.5%程度）と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、当社は、今般の株式報酬制度の見直しにあたって、2024年5月21日開催の当社取締役会において、本議案が本総会で承認可決されることを条件として、「取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針」の改定を決定しており、その内容は下記（ご参考3）に記載のとおりです。本議案は、当該改定後の決定方針に沿った取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役4名）となります。

## 記

### 業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の概要

#### 1. 本株式の割当ておよび払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という）とし、対象取締役に対して、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、本株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本株式の割当てを受ける。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これらを支給するか否かおよび交付する本株式の数（以下、「交付株式数」という）は確定していない。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記6. に定める内容を含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第74期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）とし、以後、各事業年度を新たな対象期間として本株式の割当てを行うことができるものとする。

#### 2. 本株式の総数

対象取締役に対して割り当てる本株式の総数は、各対象期間につき150,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる本株式の総数の調整を必要とする場合には、本株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

#### 3. 交付株式数の算定方法

本株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、中期経営計画上の指標をもとに当社取締役会において決定する（下記（ご参考1））のとおり、2024年度から2026年度の各対象期間においては、中期経営計画上の指標

である連結営業利益率、連結ROE、相対TSR等の目標値を予定)。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する(ただし、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする)。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数の本株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる本株式の総数を超える場合または支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数および総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる本株式の数および金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。

#### 各対象取締役に対する交付株式数

基準となる株式ポイント数(※1)×支給割合(※2)

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0～200%の範囲で当社取締役会において決定する。

#### (ご参考1)

本議案が原案どおり承認可決された場合における2024年度から2026年度の各対象期間における業績評価指標および支給割合の決定方法は、以下のとおりです。ただし、各対象期間の連結営業利益率が10%未満の場合は、当該対象期間における支給割合を0%とします。

	評価ウエイト	業績評価指標
財務目標評価	30%	連結営業利益率
	30%	連結ROE
企業価値評価	40%	相対TSR*

※ (対象事業年度末日の当社株主総利回り) ÷ (当社株主総利回り計算期間に相当する期間の同業他社の株主総利回りの平均)

支給割合 = (連結営業利益率目標の達成度に連動した係数×30%) + (連結ROE目標の達成度に連動した係数×30%) + (相対TSR目標の達成度に連動した係数×40%)

#### 4. 交付要件等

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に本株式を交付するものとする。

なお、本株式の交付は、当社による自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は本株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とする。

##### 交付要件

- ① 対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を必要に応じて調整する。

また、対象期間中に対象取締役が任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本株式の交付に代えて、それに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する金銭の額を、各対象期間につき3億円の範囲内で、当該退任日より一定の期間内に支給（死亡の場合にはその承継者となる相続人に対する支給を含む）することができるものとする。

#### 5. 組織再編等における取扱い

本株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本株式の交付に代えて、当社取締役会が在任期間等を踏まえて合理的に定める交付株式数の価額に相当する額の金銭を、各対象期間につき3億円の範囲内で、対象取締役に対して支給することができるものとする。

## 6. 業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約の内容

本株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と本株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

本株式の割当てを受けた対象取締役は、本株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該対象取締役に割り当てられた本株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

### (2) 本株式の無償取得

当社は、本株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

#### (5) マルス・クローバック条項

当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令または社内規定等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を無償取得する。

また、当該株式が処分されている場合は、対象取締役に対して処分行為時における当該株式の価額に相当する金額の支払を請求することができる。

#### (ご参考2)

当社は、上記と同様の本株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

#### (ご参考3)

2024年5月21日開催の当社取締役会において改定を決定した、「取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針」は以下のとおりです。

### 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月額固定報酬としての基本報酬、短期業績を反映した業績連動報酬としての賞与、および中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、月額固定報酬のみの構成とする。

<監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬体系>

名称	種別	内容・算定方法等	支給方法
役位別 基本報酬	金銭報酬	●役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与水準を考慮しながら総合的に勘案して決定	毎月支給
年次賞与		業績連動報酬 ●前年度の「会社業績」および「個別評価」の結果に応じて支給率を決定 支給率の変動幅を0%~200%として算出 「会社業績」の業績指標：連結営業利益 「個別評価」の業績指標： 年度の業績目標・中長期の施策・ESG目標の達成度	毎年支給
中長期 インセン ティブ	非金銭報酬	●非業績連動事前交付型譲渡制限付株式報酬 役位に応じて決定された数の当社普通株式を割当	毎年支給
		●業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬 中期経営計画の達成に向けて、当社の報酬ガバナンスの強化と企業価値のさらなる向上に向けたインセンティブの付与を目的として、連結営業利益率、連結ROE、相対TSRに基づいて決定される支給率に応じて算定 支給率は0%~200%の間で変動 評価ウエイト：連結営業利益率30%+連結ROE30%+相対TSR40%	毎年支給

## 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬および譲渡制限付株式（業績連動事後交付型）とする。現金報酬は、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。目標値に対する達成度合いを全役員共通の評価指標とするほか、各取締役の担当領域に応じた個別評価を行い、支給率の変動幅を0%～200%として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。譲渡制限付株式（業績連動事後交付型）は、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。目標値に対する達成度合いを全役員共通の評価指標とし、支給率の変動幅を0%～200%として算出された交付株式数を毎年、一定の時期に割り当てる。

非金銭報酬等は、非業績連動事前交付型と業績連動事後交付型の譲渡制限付株式とし、原則として毎年、当社と監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で当社の普通株式を割当てる。非業績連動事前交付型は、役位に応じて決定された数の当社普通株式を割当てる。業績連動事後交付型は、業績等の数値目標等の達成度合いに応じて決定された数の当社普通株式を割当てる。非業績連動事前交付型、業績連動事後交付型ともに、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。

なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断する。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額固定報酬のみで構成され、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議にて決定するものとする。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループを取り巻く事業環境は、欧米での金融引き締めや地政学リスクの高まりもあり、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。国内では、各都道府県において医療提供体制の見直しが進められるとともに、本年4月に施行された「医師の働き方改革」に向けたタスクシフトや業務の効率化が推進されました。医療機器業界においても、各企業は医療の質向上と効率化に寄与するソリューション提案がより一層求められる状況となりました。海外では、欧米における看護師不足や物価上昇、中国における景気減速や反腐敗運動の影響がある中、先進国、新興国ともに医療従事者の負荷軽減に資する医療機器の需要は概ね堅調に推移しました。

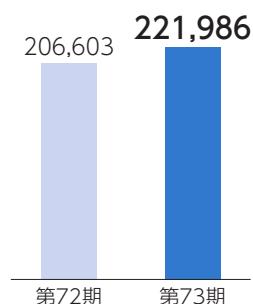
このような状況下、当社グループは、2023年度を最終年度とする3ヵ年中期経営計画「BEACON 2030 Phase I」を推進し、事業と企業活動を通じたサステナビリティを推進するため、「コンプライアンスの徹底とグループガバナンスの一層の強化」「既存事業の収益性の改善と戦略的な先行投資」「グローバル・サプライチェーン・マネジメント (SCM) の構築とコーポレート主要機能の強化」に取り組みました。商品面では、当社初となる全静脈麻酔支援シリンジポンプ制御ソフトウェアを国内市場に投入するとともに、北米で開発した在宅睡眠記録装置や次世代自動心臓マッサージ装置、上海で開発した普及タイプのベッドサイドモニタを発売しました。さらに、昨年4月に米国子会社を再編し、本年1月に持株会社体制への移行を完了するなど、海外事業の基盤強化を図りました。

これらの結果、当期の売上高は前期比7.4%増の2,219億8千6百万円となりました。利益面では、在庫の評価減の増加による売上原価率の上昇、人員の増強および研究開発投資に伴う販管費の増加により、営業利益は前期比7.2%減の195億9千1百万円となりました。経常利益は、為替差益の計上により前期比6.1%増の255億8千9百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、退職給付制度改定益を特別利益に計上した一方で、一部子会社での税引前当期純損失の影響により税負担率が上昇し、前期比0.5%減の170億2千6百万円となりました。

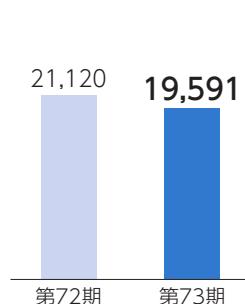
第1表 売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

区 分	前 期 (2023年3月期)	当 期 (2024年3月期)	対前期増減率 %
売 上 高	206,603	221,986	+7.4
営 業 利 益	21,120	19,591	△7.2
経 常 利 益	24,122	25,589	+6.1
親会社株主に帰属する当期純利益	17,110	17,026	△0.5

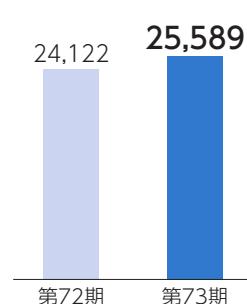
売上高 (百万円)



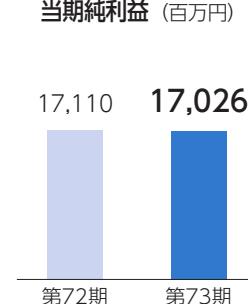
営業利益 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (百万円)



### <市場別の状況>

国内市場においては、急性期病院、中小病院、診療所といった市場別の取り組みを強化するとともに、医療安全、診療実績、業務効率につながる顧客価値提案を推進、消耗品・サービス事業の強化に注力した結果、全ての市場、全ての商品群で売上を伸ばすことが出来ました。市場別には、ITシステム商談が売上をけん引し、官公立病院、私立病院市場が好調に推移しました。診療所市場も好調だったほか、大学市場も堅調に推移しました。商品別には、生体計測機器、治療機器が好調だったほか、生体情報モニタ、その他商品群も堅調に推移しました。この結果、国内売上高は前期比4.9%増の1,423億7千万円となりました。

海外市場においては、米国子会社再編に伴うデフィブテック LLCの決算期変更の影響(※)や円安効果もあり、二桁成長となりました。米州では、北米、中南米ともに二桁成長となりました。北米では、生体情報モニタは前期実績を下回りましたが、治療機器が大幅増収となりました。中南米では、コスタリカで大口商談を受注したほか、メキシコ、コロンビアが好調に推移しました。欧州は、現地通貨ベースでは前期実績を下回りましたが、円ベースでは増収となりました。オランダ、イタリアは好調でしたが、ロシア、ドイツが減収となりました。アジア州他では、モロッコでの大口商談の受注もあり中近東・アフリカが大幅増収となったほか、台湾、ベトナムも好調に推移しました。中国は、第3四半期からの反腐敗運動の影響もあり減収となりました。この結果、海外売上高は前期比12.3%増の796億1千5百万円となりました。

※米国子会社再編に伴い、デフィブテック LLCの決算日を12月31日から3月31日に変更しています。当期は、2023年1月1日から2024年3月31日までの15ヵ月決算を連結しています。

## 第2表 市場別売上高

地域	売上高 百万円	対前期増減率 %	構成比 %
売上高合計	221,986	+7.4	100.0
うち国内売上高	142,370	+4.9	64.1
うち海外売上高	79,615	+12.3	35.9

### (ご参考) 地域別海外売上高

地域	売上高 百万円	対前期増減率 %
北米	37,058	+14.7
中南米	6,039	+33.8
欧州	13,104	+6.1
アジア州他	23,413	+7.9

※米国事業再編が完了したことから、米州を北米と中南米に分けて開示しています。

## <商品群別の状況>

【生体計測機器】国内では、診断情報システム、脳神経系群が二桁成長となりました。心臓カテーテル検査装置群も好調に推移し、心電計群も堅調でした。海外では、心電計群はアジア州他、欧州で減収となった一方、脳神経系群が欧州、アジア州他で好調に推移しました。この結果、売上高は前期比7.5%増の465億1千7百万円となりました。

【生体情報モニタ】国内では、臨床情報システムが大幅増収となり、センサ類など消耗品も

堅調に推移しました。送信機、ベッドサイドモニタは前期実績を下回りました。海外では、中南米で大口商談の受注もあり大幅増収となりました。欧州、アジア州他では、円ベースで増収となったものの、現地通貨ベースでは減収となり、北米も前期実績を下回りました。この結果、売上高は前期比4.1%増の841億3千万円となりました。

〔治療機器〕国内では、ペースメーカー・ICD、その他に含まれるアブレーションカテーテル、除細動器が好調に推移し、AEDも堅調でした。海外では、デフィブテック LLCのAED、マスク型人工呼吸器が大幅増収となりました。この結果、売上高は前期比16.2%増の516億6千5百万円となりました。

〔その他〕国内では、医療機器の設置工事・保守サービス、検体検査装置・試薬が好調に推移した一方、現地仕入品は減収となりました。海外では、アジア州他で検体検査装置・試薬が好調に推移しました。この結果、売上高は前期比4.3%増の396億7千3百万円となりました。

売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第3表 商品群別売上高

区分	売上高 百万円	対前期増減率 %	構成比 %
生体計測機器	46,517	+7.5	21.0
生体情報モニタ	84,130	+4.1	37.9
治療機器	51,665	+16.2	23.3
その他	39,673	+4.3	17.8
合計	221,986	+7.4	100.0

(ご参考)

区分	売上高 百万円	対前期増減率 %	構成比 %
機器	115,638	+6.2	52.1
消耗品・サービス	106,347	+8.9	47.9

## (2) 対処すべき課題

### ① 経営理念および中長期的な戦略

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

2020年に10年後の2030年に向けた長期ビジョン「BEACON 2030」を策定し、「グローバルな医療課題の解決で、人と医療のより良い未来を創造する」ことを目指し、3つの変革「グローバルな高付加価値企業への変革」「顧客価値を追求するソリューション型

事業への変革」 「オペレーショナルエクセレンスを軸とするグローバル組織への変革」に取り組んでいます。

## ② 中期経営計画「BEACON 2030 Phase I」(2021～2023年度)の総括

国内では、新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築や医療従事者の働き方改革等が推進される中、医療安全、診療実績、業務効率につながる顧客価値提案を推進しました。海外では、看護師不足や物価上昇の影響が残る中、米国、新興国市場における事業基盤の強化、医療従事者の負荷軽減に資する医療機器の提案に重点的に取り組みました。技術開発面では、当社初のオートショックAEDや新生児蘇生モニタ、全静脈麻酔支援シリンジポンプ制御ソフトウェアに加え、米国の日本光電オレンジメッドLLCで開発した人工呼吸器の中位機種モデルなど、顧客価値の高い新製品を相次いで投入しました。また、米国のアンプスリーディ社、イタリアのソフトウェアチーム社を買収したほか、米国子会社を再編し持株会社体制に移行するなど、海外事業の基盤強化を図りました。この結果、「BEACON 2030 Phase I」の最終年度にあたる当期の業績は、国内売上高は好調に推移した一方、注力する米国や中国の市場環境の変化もあり、海外売上高は為替影響を除く実質ベースでは計画未達となりました。海外実質売上上の未達に加え、在庫評価減の増加に伴う売上原価率の上昇、人員増や賃上げ、インフレによる販管費の増加により、営業利益率も計画未達となり、収益性の改善が課題として残りました。また、世界的な半導体の需給ひっ迫に対応するためサプライチェーンマネジメント改革を推進し、グローバルで製品供給を継続したものの、製品・部品在庫の積み増しがキャッシュ・コンバージョン・サイクルの長期化につながりました。

## ③ 中期経営計画「BEACON 2030 Phase II」(2024～2026年度)

激変する世界情勢の中、厳しい経営環境にありますが、前中期経営計画の成果と課題を踏まえ、「BEACON 2030 Phase II」では、全社収益改革を実行し成長領域への投資を本格化するとともに、新たな事業モデルの構築および既存事業との連携を強化します。

### 1. 3つの指標と6つの重要施策

成長性、収益性、資本効率性の強化に取り組み、サステナビリティ経営を実践します。

- ・【成長性】売上高CAGR 5% (2023～2026年度)

製品競争力の強化、北米事業の成長に注力

- ・【収益性】営業利益率 15% (2026年度)

全社収益改革の実行、グローバルサプライチェーンの進化

- ・【資本効率性】ROE 12% (2026年度)

日本光電版ROICの導入、キャッシュ・コンバージョン・サイクルの短縮

(1) 【成長性】 製品競争力の強化

主力の生体情報モニタリング事業の強化、高成長が期待できる人工呼吸器を含む治療機器事業、消耗品・サービス事業、DHS（デジタルヘルスソリューション）を含むソリューション事業の拡大に注力。

設計プラットフォームの共通化、マルチプラント設計、サイバーセキュリティの高度化、QA/RA体制の強化。PLM/MESシステムの導入に加え、開発プロセス改革を推進し、新製品開発期間を短縮。

※QA (Quality Assurance) : 品質保証、RA (Regulatory Affairs) : 規制関連業務。

PLM (Product Life-cycle Management) : 製品ライフサイクル管理、

MES (Manufacturing Execution System) : 製造実行システム。

(2) 【成長性】 北米事業の成長に注力

日本、北米、その他の海外の3地域における市場戦略を強化。成長ポテンシャルの高い北米事業に優先的に資源を配分し、シェア拡大と収益改革を推進。

【日本】 顧客価値提案の高度化による、顧客基盤の強化と持続的な成長

【北米】 大手IDN/GPO市場、DoD/VA市場深耕によるブランド認知度向上と収益改革

【海外】 医療機器に関する法規制対応、現地開発・生産・販売・サービス体制の強化

※IDN (Integrated Delivery Network) : 総合医療ネットワーク、

GPO (Group Purchase Organization) : グループ購買組織。

DoD (Department of Defense) : 米国国防総省、VA (Veterans Affairs) : 米国退役軍人省。

(3) 【収益性】 全社収益改革の実行

商品ミックス、生産性、サプライチェーンの改善に向けた各種施策を実行

(4) 【収益性】 グローバルサプライチェーンの進化

PSI (生産・販売・在庫) 管理を高度化、グローバルQMS (Quality Management System : 品質管理システム) の強化、マルチプラント生産の推進

(5) 【資本効率性】 日本光電版ROICの導入

利益率改善と投資対効果のモニタリング強化

(6) 【資本効率性】 キャッシュ・コンバージョン・サイクルの短縮

新設した生産本部を中心に、調達・生産管理機能を強化。債権回収の早期化

## 2. サステナビリティ経営

サステナビリティ経営の実践に向けては、Phase Iのマテリアリティ・KPIを一部見直し、医療課題、環境課題、社会課題の解決に取り組みます。

グローバル共通価値基準に基づき、Phase Iで導入したBEACON人事制度の浸透および運用定着・強化を図るとともに、働き方改革・人員生産性の向上に取り組めます。ダイバーシティ&インクルージョンの推進に加え、グローバル人財やDX人財の育成などキャリア支援の充実により、医療への貢献にやりがいと誇りを持てる組織風土の醸成に取り組めます。

グループガバナンスの一層の強化に向け、取締役会の多様性を確保するとともに、CxO体制の導入による意思決定の迅速化を図ります。また、株主価値との連動性を高めることを目的として、役員報酬制度の見直しを進めます。

※本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより  
世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する

経営  
理念

長期ビジョン

2021/4-2030/3

BEACON  
2030

Illuminating Medicine for Humanity

グローバルな医療課題の解決で、  
人と医療のより良い未来を創造する

中期経営計画

2027/4-2030/3

BEACON 2030 Phase III : 長期ビジョンの実現

2024/4-2027/3

BEACON 2030 Phase II : 成長への投資

2021/4-2024/3

BEACON 2030 Phase I : 基盤の強化

グローバル共通価値基準

経営理念・長期ビジョン・中期経営計画の推進に必要な  
世界中の社員をつなぐ共通の価値観

Integrity / Humbleness / Diversity / Initiative / Customer Centric / Goal Oriented / Creativity

中期経営計画 BEACON 2030 Phase II 2024/4-2027/3

3つの指標・6つの重要施策

全社収益改革を実行することで、成長領域への投資を本格化し、  
グローバルメドテック企業への変革を加速

①成長性

売上高CAGR(24/3-27/3期)

5%

製品競争力の強化

北米事業の成長に注力

②収益性

営業利益率(27/3期)

15%

全社収益改革の実行

グローバルサプライチェーンの進化

③資本効率性

ROE(27/3期)

12%

日本光電版ROICの導入

キャッシュ・コンバージョン・サイクルの短縮

サステナビリティ経営の実践

医療課題

環境課題

社会課題

経営目標値(2027年3月期)

売上高	2,560億円	営業利益(営業利益率)	385億円(15%)
国内売上高	1,570億円	親会社株主に帰属する当期純利益	250億円
海外売上高	990億円	ROE	12%

### (3) 設備投資等の状況

当期は、総額49億7千8百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、建物・構築物、販売促進用機器、金型、測定器、機械装置、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

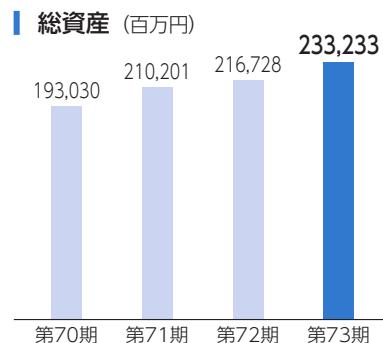
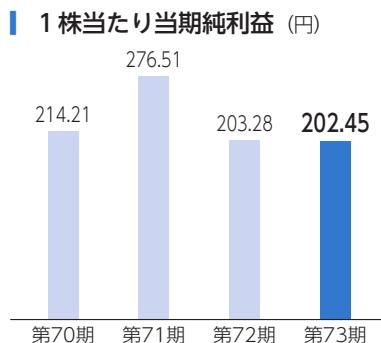
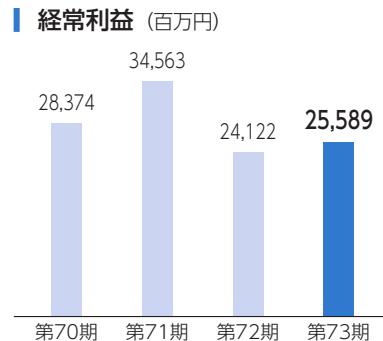
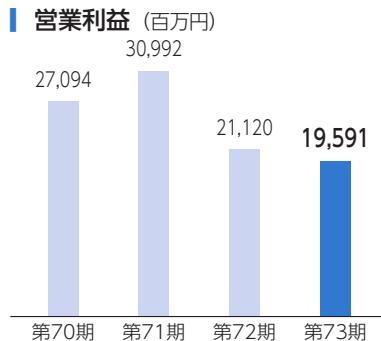
### (4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2021年3月期)	第 71 期 (2022年3月期)	第 72 期 (2023年3月期)	第 73 期 (当連結会計年度 (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	199,727	205,129	206,603	221,986
営 業 利 益 (百万円)	27,094	30,992	21,120	19,591
経 常 利 益 (百万円)	28,374	34,563	24,122	25,589
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	18,243	23,435	17,110	17,026
1株当たり当期純利益 (円)	214.21	276.51	203.28	202.45
総 資 産 (百万円)	193,030	210,201	216,728	233,233
純 資 産 (百万円)	138,986	156,381	167,604	181,082
1株当たり純資産 (円)	1,631.88	1,852.39	1,992.30	2,158.40
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	14.0	15.9	10.6	9.8

- (注) 1. 第70期においては、国内・海外市場ともに売上を伸ばし、増益となりました。  
 2. 第71期においては、国内市場は微減収となりましたが、海外市場が好調に推移し、増収増益となりました。  
 3. 第72期においては、国内市場は微減収となりましたが、海外市場は円ベースでは売上を伸ばしました。実質売上の減少に加え、粗利率の低下と販管費の増加により減益となりました。  
 4. 第73期については、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。  
 5. 第71期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率%	主要な事業内容
日本光電富岡株式会社	496 百万円	100	医用電子機器の製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20 百万円	100	医療情報システム製品製造・販売
株式会社日本バイオテスト研究所	10 百万円	100	免疫化学製品開発・製造・販売
株式会社イー・スタッフ	20 百万円	100	グループ総務関連・派遣業務
日本光電ノースアメリカ株式会社	78,514 千米ドル	100	米国における子会社の経営管理
日本光電アメリカ LLC	4,741 千米ドル	(100)	医用電子機器販売
デフィブテック LLC	3,072 千米ドル	(100)	医用電子機器の開発・製造・販売
日本光電オレンジメッド LLC	21,000 千米ドル	(100)	//
ニューロトロンクス LLC	100 千米ドル	(100)	医用電子機器用ソフトウェア開発
日本光電デジタルヘルスソリューションズ LLC	12,500 千米ドル	(100)	医用電子機器開発
日本光電イノベーションセンタ LLC	1,000 千米ドル	(100)	医用電子機器研究開発
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500 千ユーロ	100	医用電子機器販売
上海光電医用電子儀器有限公司	6,669 千米ドル	100	医用電子機器の開発・製造・販売
日本光電シンガポール株式会社	1 百万Sドル	100	医用電子機器販売
日本光電インドゥア株式会社	111 百万ルピー	100	//
日本光電ミドルイースト株式会社	6 百万ディルハム	100	//
日本光電コリア株式会社	800 百万ウォン	100	//
日本光電メキシコ株式会社	20 百万ペソ	100	//
日本光電ブラジル有限会社	16,728 千リアル	100	//

(注) 当社の議決権比率の ( ) 書きは、間接所有の議決権比率を示しています。

### ② 企業結合の経過

リサシテーションソリューション株式会社は清算しました。また、日本光電オレンジメッド LLCを新設しました。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は31社です。連結決算の概要は、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

### ④ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、医用電子機器の研究開発・製造・販売および修理・保守等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波計、筋電図・誘発電位検査装置、心電計、心臓カテーテル検査装置、診断情報システム、関連の消耗品（記録紙、電極、電極カテーテルなど）、保守サービスなど
生 体 情 報 モ ニ タ	心電図、呼吸、SpO <sub>2</sub> （動脈血酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする生体情報モニタ、臨床情報システム、関連の消耗品（電極、センサなど）、保守サービスなど
治 療 機 器	除細動器、AED（自動体外式除細動器）、人工呼吸器、心臓ペースメーカー、麻酔器、人工内耳、関連の消耗品（電極パッド、バッテリー、アブレーションカテーテルなど）、保守サービスなど
そ の 他	血球計数器、臨床化学分析装置、超音波診断装置、消耗品（試薬、衛生用品など）、設置工事・保守サービスなど

## (8) 主要な営業所および工場

国内	本社	東京都新宿区
	事業所	西落合事業所（東京都新宿区）、所沢事業所（埼玉県所沢市）、富岡事業所（群馬県富岡市）、川本事業所（埼玉県深谷市）、鶴ヶ島事業所（埼玉県鶴ヶ島市）、朝霞事業所（埼玉県朝霞市）、東日本物流センタ（埼玉県坂戸市）
	支社支店	北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、東関東支店（千葉県千葉市）、北関東支店（埼玉県さいたま市）、東京支社（東京都文京区）、首都圏GP支店（東京都文京区）、南関東支店（神奈川県横浜市）、中部支店（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、中国支店（広島県広島市）、四国支店（愛媛県松山市）、九州支店（福岡県福岡市）
海外	米州	日本光電ノースアメリカ(株)、日本光電アメリカ LLC、デフィブテック LLC、日本光電オレンジメッド LLC、日本光電メキシコ(株)、日本光電ラテンアメリカ(株)、日本光電ブラジル(有)
	欧州	日本光電ヨーロッパ(有)、日本光電ドイツ(有)、日本光電フランス(有)、日本光電イベリア(有)、日本光電イタリア(有)、日本光電UK(有)、日本光電フィレンツェ(有)
	アジア州他	上海光電医用電子儀器(有)、日本光電シンガポール(株)、日本光電タイランド(株)、日本光電マレーシア(株)、日本光電インドア(株)、日本光電ミドルイースト(株)、日本光電コリア(株)

(注) 2023年4月に、米国において子会社を再編し、持株会社体制に移行しました。日本光電オレンジメッド(株)を中間持株会社とし、日本光電アメリカを株式会社からLLCに組織変更しました。持株会社体制への移行が完了したことから、2024年1月に日本光電オレンジメッド(株)を日本光電ノースアメリカ(株)に商号変更するとともに会社分割し、新設会社である日本光電オレンジメッド LLCに人工呼吸器事業を承継しました。また、2023年4月にNKS/バンコク(株)は日本光電タイランド(株)に社名変更しました。

## (9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
日本	4,201[511] 名	+91 名
北米	773[ 5]	+51
その他の地域	917[ 55]	△2
合計	5,891[571]	+140

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマー）の年間平均雇用人員です。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	100 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 197,972,000株  
 (2) 発行済株式の総数 88,230,980株 (自己株式4,334,266株を含む)  
 (3) 株主数 5,668名 (前期末比658名減)  
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,606,400 株	15.02 %
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	4,371,400	5.21
株式会社埼玉りそな銀行	4,178,750	4.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,753,800	4.47
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	2,867,500	3.41
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	2,551,140	3.04
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	2,324,100	2.77
GOVERNMENT OF NORWAY	1,842,614	2.19
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	1,750,512	2.08
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,382,219	1.64

(注) 当社は、自己株式4,334,266株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	8,784 株	5 名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

## (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年2月2日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月5日に250,000株の自己株式を取得しました。

### 3. コーポレート・ガバナンスに関する事項

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

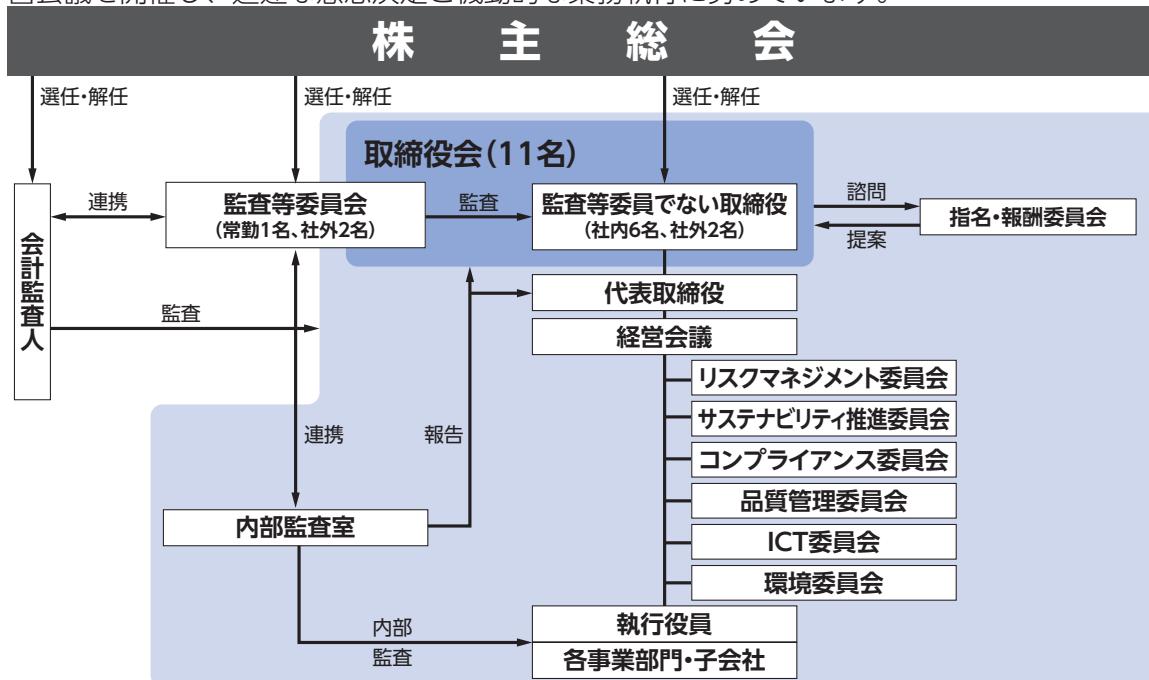
当社は、医用電子機器専門メーカーとして、経営理念の実現に向け、商品、販売、サービス、技術、財務体質や人財などすべてにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し、信頼を確立することを経営の基本方針としています。

この経営の基本方針および当社グループの中長期的な企業価値の向上のため、経営の健全性・透明性・効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

#### (2) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監督機能の強化、経営の健全性・透明性の向上、経営の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しています。また、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。社外取締役3名で構成され、社外取締役が委員長を務めています。

取締役会は、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。また、取締役・執行役員が出席する経営会議を開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めています。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	荻野 博一 (男性)	経営統括
代表取締役 専務執行役員	田村 隆司 (男性)	国内事業統括
取締役専務執行役員	長谷川 正 (男性)	グローバル経営管理本部長、 コンプライアンス担当役員
取締役常務執行役員	田中 栄一 (男性)	米国事業本部長、 日本光電ノースアメリカ(株)社長
取締役常務執行役員	吉竹 康博 (男性)	海外事業本部長
取締役常務執行役員	佐竹 弘行 (男性)	技術戦略・技術開発・研究開発・RA担当
社 外 取 締 役	村岡 香奈子 (女性)	弁護士(宏和法律事務所)、 (株)不二家社外取締役
社 外 取 締 役	笹谷 秀光 (男性)	千葉商科大学基盤教育機構教授、 (株)オフィス笹谷代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	平田 茂 (男性)	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	川津原 茂 (男性)	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	清水 一男 (男性)	公認会計士・税理士 (清水会計事務所、良公監査法人代表社員)

- (注) 1. 取締役村岡香奈子、取締役笹谷秀光、取締役川津原茂、取締役清水一男の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
2. 社内情報の収集および監査等の環境の整備と内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視し、監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員清水一男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当期中に退任した取締役は次のとおりです。  
(2023年6月28日退任)  
取締役常務執行役員 広瀬 文男 (任期満了による退任)
5. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。
6. 社外取締役村岡香奈子、社外取締役川津原茂、社外取締役清水一男の各氏は、指名・報酬委員会委員であり、川津原茂氏が委員長を務めています。

7. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、2024年3月31日現在、次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	下 田 和 臣	商品事業本部長
上 席 執 行 役 員	古 川 賢 治	グローバル経営管理本部副本部長、人事部長
上 席 執 行 役 員	今 城 郁	技術開発本部長
上 席 執 行 役 員	藤 田 吉 之	品質管理本部長
執 行 役 員	平 岡 俊 彦	国内事業本部長
執 行 役 員	森 永 修 平	米国事業本部副本部長
執 行 役 員	熊 倉 昌 彦	カスタマーサービス本部長
執 行 役 員	栗 田 秀 一	事業戦略本部長
執 行 役 員	稲 野 豊	日本光電富岡(株)代表取締役社長
執 行 役 員	小 原 吉 徳	東京支社長
執 行 役 員	渡 邊 英 里	グローバル経営管理本部副本部長、経理部長
執 行 役 員	萩 原 弘 子	臨床開発・RA統括部長
執 行 役 員	泉 田 文 男	経営戦略統括部長
執 行 役 員	池 谷 浩 彦	技術開発本部副本部長
執 行 役 員	若 林 勤	技術戦略本部長
執 行 役 員	宮 崎 誠 治	中国事業本部長

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針（以下、決定方針という）を定めています。決定方針の決定の方法については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会の決議により決定しています。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月額固定報酬としての基本報酬、短期業績を反映した業績連動報酬としての賞与、および中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成します。監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、月額固定報酬のみの構成とします。

月額固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した賞与とします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。目標値に対する達成度合いを全取締役共通の評価指標とするほか、各取締役の担当領域に応じた個別評価を行い、支給率の変動幅を0%～200%として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

譲渡制限付株式報酬は、原則として毎年、当社と監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、役位に応じて決定された数の当社普通株式を割当てます。株主価値の共有を中長期に亘って実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間としています。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。個人別の報酬額については取締役会決議とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としています。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとします。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議します。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額固定報酬のみで構成され、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議にて決定します。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月28日開催の第65回定時株主総会の承認により、監査等委員でない取締役

の報酬限度額は年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額8千万円以内と定めています。なお、決議時点の監査等委員でない取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。

また、上記報酬額とは別枠として、2020年6月25日開催の第69回定時株主総会の承認により、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内と定めています。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）は7名です。

### ③ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員
		月額固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	314 (21)	226 (21)	53 (-)	34 (-)	9名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	48 (22)	48 (22)	-	-	3名 (2名)
合 計	362	274	53	34	12名

(注) 譲渡制限付株式報酬の支給人員は5名です（非居住者1名は対象外のため）。

### ④ 業績連動報酬に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動報酬として賞与を支給しています。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は営業利益です。当該業績指標を選定した理由は、営業利益は本業で稼いだ利益であり、高い顧客価値の創造と組織的な生産性の向上が反映されるとともに営業利益の増加が持続的な企業価値の向上につながるためです。業績連動報酬の額の算定方法は、営業利益の目標値に対する達成度合いに加え、各役員を担当領域に応じた個別評価を行い、支給率の変動幅を0%～200%として算出しています。

当事業年度を含む営業利益の推移は、「1.（5）財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

### ⑤ 譲渡制限付株式報酬の内容

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式を割当てています。

第72回定時株主総会から第73回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、対象取締役5名に対し、金銭報酬債権を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式8,784株を割り当てました。なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しています。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給しました。

譲渡制限付株式報酬の交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その概要は次のとおりです。なお、当該保険契約は、2024年6月に同内容での更新を予定しております。

#### ① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および子会社の役員

#### ② 被保険者の実質的な保険料負担割合

被保険者の保険料は、当社が全額負担しています。

#### ③ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償を請求された場合に役員が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしています。

#### ④ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者の故意、違法な私的利益の供与、犯罪行為等に起因する賠償責任に対しては、填補の対象とされない等の一定の免責事由があります。

#### (4) 社外役員に関する事項

当社は、経営の透明性・健全性を高めるため、独立性を有する社外役員を選任しています。社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たすことを条件とし、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な助言および経営の監督が期待できる人財を選任しています。

##### ① 社外役員の重要な兼職等の状況

区 分	氏 名	兼職内容および兼職先	兼職先と当社との関係
社外取締役	村岡 香奈子	弁護士 (宏和法律事務所) (株)不二家社外取締役	2021年に発生した当社元社員による贈賄事件に関する調査委員会の委員長業務を遂行いただき、当期に同氏へ弁護士報酬を支払いました。報酬支払額は1,000万円未満です。(株)不二家と当社との間に特別の関係はありません。
	笹谷 秀光	千葉商科大学基盤教育機構教授 (株)オフィス笹谷代表取締役	(株)オフィス笹谷代表取締役として、当社の役員・社員等を対象としたサステナビリティに関する講義を実施いただきましたが、当期の同社への報酬支払額は1,000万円未満です。千葉商科大学と当社との間に特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	川津原 茂	該当事項はありません。	
	清水 一男	公認会計士・税理士 (清水会計事務所、 良公監査法人代表社員)	当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	主な活動状況
社外取締役	村岡 香奈子	16回/16回	—	弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、独立した立場から経営の監督を行っています。 また、指名・報酬委員会委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会13回全てに出席しました。指名・報酬委員会から取締役会に付議する、取締役の指名および報酬案の検討・決議に参加しました。
	笹谷 秀光	16回/16回	—	産官学における豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、サステナビリティ推進における取締役会の役割・機能の向上、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督を行っています。当事業年度は、当社の役員・社員等を対象としたサステナビリティに関する講義を行い、より一層の理解浸透を図りました。
社外取締役 (監査等委員)	川津原 茂	16回/16回	20回/20回	企業経営者としての経験に基づき、適宜必要な発言を行い、独立した立場から経営の監督を行っています。 また、指名・報酬委員会委員長として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会13回全てに出席するとともに、指名・報酬委員会から取締役会に付議する、取締役の指名および報酬案の検討・決議においてリーダーシップを発揮しました。さらに、機関投資家1社との対話の機会を通じて、当社のガバナンスに関する理解浸透に取り組みました。
	清水 一男	16回/16回	20回/20回	公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、独立した立場から経営の監督を行っています。 また、指名・報酬委員会委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会13回全てに出席しました。指名・報酬委員会から取締役会に付議する、取締役の指名および報酬案の検討・決議に参加しました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠および過年度の職務遂行状況等を検討した結果、会計監査人の報酬等に関する会社法第399条第1項および第3項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社の重要な子会社のうち一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、次の内部統制システム構築の基本方針に沿い、その整備を進めています。

#### ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、教育・研修を通じて当社グループの取締役および使用人に周知徹底します。コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス担当者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける内部通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「会議付議・決裁手続き基準」に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、「リスク管理規定」に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。大規模自然災害等緊急の事態が発生した場合は、「事業継続計画書」等の社内規定に従い対応します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役・執行役員が出席する経営会議を原則月1～2回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

#### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規定」に従い、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とします。当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制のシステムを構築し、継続的にその評価・改善を行います。

⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会事務局は、監査等委員会の求めまたは指示により、監査等委員会の職務の遂行を補助します。

監査等委員会事務局所属員の人事異動については、監査等委員会の同意を得ます。

監査等委員会事務局は、監査等委員会から指示を受けた職務について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けません。

⑦ **当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。前記に関わらず、監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができます。監査等委員会に報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を把握します。

⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役等は、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査等委員会と定期的に情報および意見を交換します。監査等委員会は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

監査等委員の職務を執行する上で必要な費用については、「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員が償還等を請求した時には速やかに処理を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第73期における運用状況の概要は次のとおりです。

### ① コンプライアンスについて

グループの役員・社員等にコンプライアンス手帳を配布、職場別勉強会を実施するなど、「日本光電行動憲章」「日本光電倫理行動規定」を周知徹底し、コンプライアンスの実践に努めています。第73期においてコンプライアンス委員会は5回開催され、当社グループのコンプライアンス体制の継続的な監督、評価、改善を行い、コンプライアンスに係る相談・報告の運用状況を確認しました。また、2021年に発生した当社元社員による贈賄事件を受けて策定した再発防止策を、コンプライアンス委員会の監督の下、着実に実施すること等により、コンプライアンス体制の強化を図ってきました。

### ② リスク管理体制について

「リスク管理規定」に基づき、グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制につ

いてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについてはリスク毎に定める専門委員会、専門部署が対応しています。第73期において品質管理委員会など各委員会は定期的開催され、有効性の評価・報告を行うとともに、グループ全体のリスク管理体制の推進状況を取締役に報告しました。リスクマネジメント委員会で特定した重要リスクについても取締役に報告し、全社的なリスク管理体制の高度化を推進しました。また、グループの役員・社員等に情報セキュリティなどリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

大規模自然災害等緊急の事態が発生した時においても、従業員とその家族の安全を確保しつつ、医療機器メーカーとして円滑な供給を継続できるよう体制を整備しています。第73期において、避難訓練や安否確認訓練のほか、国内の支社支店では有事の際に従業員が「災害時初動対応マニュアル」に従った適切な行動を取れるよう、机上訓練を実施しました。

### ③ 取締役の職務の執行について

「取締役会規定」「会議付議・決裁手続き基準」等に基づき、第73期において取締役会は16回開催され、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。取締役・執行役員で構成される経営会議は14回開催され、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めました。社外取締役は経営会議等の重要な会議に必要なに応じて関連出席し、客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監視を行いました。なお、第72期から取締役会における審議時間を十分に確保するため、経営会議と取締役会を別日程で開催しています。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は16名で、業務執行機能の役割を明確にし、機能強化を図っています。また、社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。

#### ④ グループ管理体制について

「グループ会社管理規定」に基づき、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制としています。

第73期において海外子会社に対するガバナンスを強化するため、第1ディフェンスである子会社、第2ディフェンスである経理・法務・人事・品質管理など管理部門、第3ディフェンスである内部監査部門におけるガバナンス機能強化策に取り組み、半年に1回取締役会で進捗を報告しています。また、財務・会計リスク、人事・労務リスク、コンプライアンスリスク、社内情報セキュリティリスクに関する、海外子会社責任者によるリスク管理の強化を目的として第71期から運用を開始した「グローバル経営管理ポリシー」の改定、運用状況の確認を行いました。

内部監査部門は、当社および子会社におけるコンプライアンスの状況や業務の適正性、効率性等について内部監査を実施し、その結果を都度社長に報告するとともに監査等委員会に報告しました。また、四半期ごとに取締役会にて、内部監査結果や改善事項の進捗状況を取締役、執行役員に報告しました。

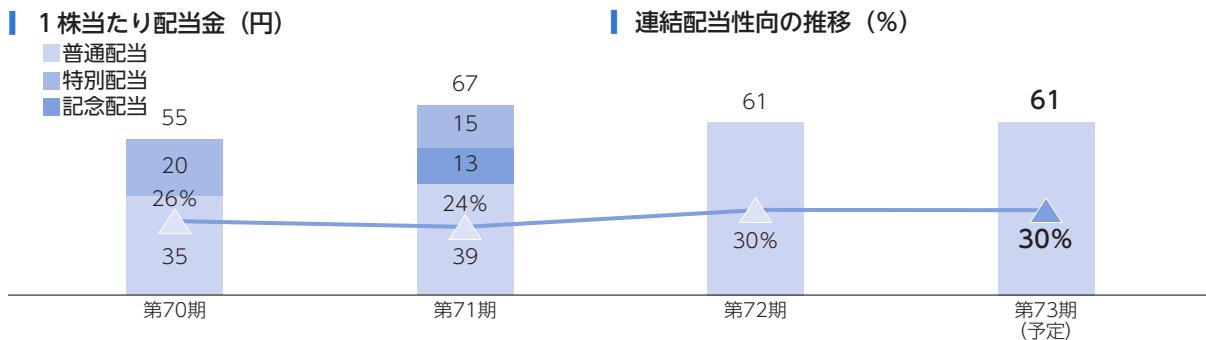
財務報告に係る内部統制については決算時に最終評価を行い、有効であることを確認しました。第73期においても新入社員、キャリア採用社員、新任管理職社員に対するJ-SOX研修（eラーニング）を継続しました。加えて、国内の支社支店の管理部員に対して、オンラインによるJ-SOX勉強会を実施し、周知・浸透を図りました。

#### ⑤ 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は3名（社外取締役2名を含む）で構成され、常勤監査等委員を1名選定しています。監査等委員は、監査等委員会が策定した監査方針・監査計画に従って、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門からの監査結果報告に加え、主要な事業所および子会社の往査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。第73期において監査等委員会を20回開催するとともに、内部監査部門から月次で内部統制システムの運用状況や監査の実施方法・監査の内容および監査結果について情報共有・意見交換に努めました。また、定例で代表取締役との会合を2回、会計監査人との会合を7回、その他不定期で取締役との会合を実施し、内部統制システムの運用状況や監査結果について情報共有・意見交換に努めました。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置付けています。利益の配分につきましては、健全な財務基盤を確保した上で、将来の企業成長に向けた投資と株主還元の充実を図ることを基本方針としています。優先順位については、i) 研究開発や設備投資、M&A・提携、人財育成など将来の企業成長に向けた投資、ii) 株主還元としています。株主還元については、業績の伸長に応じて安定的な増配を行うとともに、自己株式の取得は、今後の事業展開、投資計画、内部留保の水準、株価の推移等を総合的に考慮し、機動的に実施します。なお、株主還元の指標・目標は、「連結配当性向30%以上」から「連結総還元性向35%以上」に見直しました。



本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。  
 ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第73期 (2024年3月31日現在)	第72期 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科 目	第73期 (2024年3月31日現在)	第72期 (ご参考) (2023年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>184,333</b>	<b>172,500</b>	<b>流動負債</b>	<b>49,901</b>	<b>46,568</b>
現金及び預金	36,132	33,459	支払手形及び買掛金	20,143	22,940
受取手形	1,408	2,401	短期借入金	579	403
電子記録債権	3,744	2,669	未払金	4,943	3,161
売掛金	66,606	59,934	リース債務	36	21
有価証券	14,300	11,000	未払法人税等	5,597	3,178
商品及び製品	33,223	33,337	未払費用	5,126	4,474
仕掛品	3,258	4,045	賞与引当金	4,242	4,320
原材料及び貯蔵品	21,305	21,406	製品保証引当金	1,648	1,361
その他	4,865	4,424	その他	7,583	6,706
貸倒引当金	△511	△179	<b>固定負債</b>	<b>2,249</b>	<b>2,555</b>
<b>固定資産</b>	<b>48,899</b>	<b>44,228</b>	リース債務	39	17
<b>有形固定資産</b>	<b>25,418</b>	<b>24,446</b>	繰延税金負債	265	275
建物及び構築物	11,441	10,788	退職給付に係る負債	—	669
機械装置及び運搬具	1,252	1,260	その他	1,943	1,592
工具器具及び備品	4,262	3,632	<b>負債合計</b>	<b>52,151</b>	<b>49,124</b>
土地	7,114	7,074	<b>(純資産の部)</b>		
リース資産	75	41	<b>株主資本</b>	<b>170,608</b>	<b>160,600</b>
建設仮勘定	1,274	1,648	資本金	7,544	7,544
<b>無形固定資産</b>	<b>4,852</b>	<b>4,221</b>	資本剰余金	9,718	9,685
のれん	893	1,044	利益剰余金	163,578	152,525
ソフトウェア	2,246	1,489	自己株式	△10,233	△9,155
その他	1,712	1,687	その他の包括利益累計額	10,474	7,003
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,628</b>	<b>15,560</b>	その他有価証券評価差額金	2,796	2,377
投資有価証券	7,283	6,713	為替換算調整勘定	5,772	4,003
繰延税金資産	2,782	6,561	退職給付に係る調整累計額	1,905	623
退職給付に係る資産	5,970	—			
その他	2,727	2,415			
貸倒引当金	△134	△129			
<b>資産合計</b>	<b>233,233</b>	<b>216,728</b>	<b>純資産合計</b>	<b>181,082</b>	<b>167,604</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>233,233</b>	<b>216,728</b>

## 連結損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	第73期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第72期 (ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	221,986	206,603
売上原価	110,639	100,677
売上総利益	111,346	105,926
販売費及び一般管理費	91,755	84,805
営業利益	19,591	21,120
営業外収益	6,263	3,230
受取利息及び配当金	419	314
為替差益	5,370	2,386
投資成金収入	175	52
投資有価証券評価益	—	33
その他	297	442
営業外費用	265	228
支払利息	24	10
投資有価証券評価損	103	—
その他	137	217
経常利益	25,589	24,122
特別利益	4,054	702
固定資産売却益	4	699
投資有価証券売却益	11	3
退職給付制度改定益	4,038	—
特別損失	274	109
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	20	29
減損損失	168	—
棚卸資産評価損	85	—
投資有価証券評価損	—	80
税金等調整前当期純利益	29,369	24,716
法人税、住民税及び事業税	9,213	7,785
法人税等調整額	3,129	△178
当期純利益	17,026	17,110
親会社株主に帰属する当期純利益	17,026	17,110

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第73期 (2024年3月31日現在)	第72期 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科 目	第73期 (2024年3月31日現在)	第72期 (ご参考) (2023年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>165,683</b>	<b>149,767</b>	<b>流動負債</b>	<b>39,034</b>	<b>38,496</b>
現金及び預金	16,285	12,405	買掛金	20,866	24,543
受取手形	1,346	2,351	短期借入金	250	250
電子記録債権	3,744	2,669	未払金	3,135	1,154
売掛金	62,231	56,739	未払法人税等	5,149	2,902
有価証券	14,300	11,000	未払費用	2,200	2,293
商品及び製品	16,888	19,066	契約負債	3,664	3,354
仕掛品	1,001	1,920	預り金	277	264
原材料及び貯蔵品	654	588	賞与引当金	3,135	3,408
関係会社短期貸付金	42,417	36,435	製品保証引当金	348	319
未収入金	8,155	10,123	その他	6	3
その他	1,596	1,242	<b>固定負債</b>	<b>933</b>	<b>2,387</b>
貸倒引当金	△2,939	△4,775	退職給付引当金	—	1,502
<b>固定資産</b>	<b>39,119</b>	<b>43,770</b>	資産除去債務	909	869
<b>有形固定資産</b>	<b>18,315</b>	<b>17,928</b>	その他	23	15
建物	8,798	8,911			
構築物	36	27			
機械及び装置	137	146			
車両運搬具	0	0			
工具器具及び備品	2,794	2,507			
土地	5,666	5,666			
リース資産	17	7			
建設仮勘定	863	661			
<b>無形固定資産</b>	<b>2,084</b>	<b>1,317</b>			
のれん	81	87			
ソフトウェア	1,916	1,155			
電話加入権・施設利用権	59	64			
その他	27	10			
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,719</b>	<b>24,524</b>			
投資有価証券	7,272	6,710			
関係会社株式	1,340	9,204			
関係会社出資金	2,905	2,832			
従業員に対する長期貸付金	9	2			
前払年金費用	2,938	—			
繰延税金資産	2,210	3,918			
その他	2,120	1,933			
貸倒引当金	△77	△77			
<b>資産合計</b>	<b>204,803</b>	<b>193,538</b>			
			<b>負債合計</b>	<b>39,967</b>	<b>40,884</b>
			<b>(純資産の部)</b>		
			<b>株主資本</b>	<b>162,039</b>	<b>150,277</b>
			資本金	7,544	7,544
			資本剰余金	10,537	10,504
			資本準備金	10,482	10,482
			その他資本剰余金	55	21
			<b>利益剰余金</b>	<b>154,191</b>	<b>141,383</b>
			利益準備金	1,149	1,149
			その他利益剰余金	153,042	140,234
			別途積立金	133,460	118,460
			繰越利益剰余金	19,582	21,774
			<b>自己株式</b>	<b>△10,233</b>	<b>△9,155</b>
			評価・換算差額等	2,796	2,377
			その他有価証券評価差額金	2,796	2,377
			<b>純資産合計</b>	<b>164,836</b>	<b>152,654</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>204,803</b>	<b>193,538</b>

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	第73期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第72期 (ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	167,006	159,415
売上原価	86,781	81,741
売上総利益	80,225	77,674
販売費及び一般管理費	58,605	56,564
営業利益	21,620	21,109
営業外収益	9,018	5,241
受取利息及び配当金	3,479	2,442
受取成金	174	44
為替差益	5,060	2,390
受取地代家賃	166	169
投資有価証券評価益	—	33
その他	136	161
営業外費用	162	37
支払利息	1	1
投資有価証券評価損	103	—
その他	57	36
経常利益	30,476	26,313
特別利益	5,861	1,002
固定資産売却益	—	692
投資有価証券売却益	11	1
関係会社貸倒引当金戻入額	2,100	308
退職給付制度改定益	3,749	—
特別損失	7,804	90
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	13	17
投資有価証券評価損	—	72
関係会社株式評価損	7,790	—
税引前当期純利益	28,533	27,225
法人税、住民税及び事業税	8,228	6,919
法人税等調整額	1,522	440
当期純利益	18,781	19,865

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

日本光電工業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦貴司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

日本光電工業株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦貴司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

日本光電工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平 田 茂 ㊟

監査等委員 川津原 茂 ㊟

監査等委員 清 水 一 男 ㊟

(注) 監査等委員 川津原茂 及び 監査等委員 清水一男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場 ご案内図

会場 東京都新宿区西落合1丁目31番4号  
日本光電工業株式会社 1号館 4階ホール  
電話(03) 5996-8000(代表)



交通 都営大江戸線「落合南長崎駅」 A1出口 より徒歩約8分  
西武新宿線「新井薬師前駅」 南口 より徒歩約15分

※駐車場の用意がございませんのでお車のご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

